

## 埼玉県人権施策推進指針(改定案)に対する御意見と県の考え方

### 〈 反映状況の区分 〉

A：意見を反映し、案を修正した

B：既に案で対応済み

C：案の修正はしないが、実施段階で参考としていく

D：意見を反映できなかった

E：その他

### 1 全般的な意見

NO.	頁	御意見の趣旨	県の考え方	件数	反映状況
1   1	—	人権施策推進懇話会の委員に当事者を入れるべきではないか。	県民コメントの実施や各人権課題に係る団体に対して意見照会を行いました。また、人権施策推進懇話会の委員については、様々な人権課題が懇話会に適切に反映されるよう選任いたしました。	50	C
1   2	—	埼玉県人権施策推進指針の改定に当たって、公聴会を開催するべきではないか。	県民コメントの実施や各人権課題に係る団体に対して意見照会を行いました。また、人権施策懇話会の委員については、様々な人権課題が懇話会に適切に反映されるよう選任いたしました。	46	C
1   3	—	NPO や人権団体、企業等に改定案の意見を聴取すべきではないか。	各人権課題に係る団体に対して、意見照会を行いました。NPOに対してもNPO情報ステーションに掲載し、意見募集を行いました。また、経済団体などの民間団体からも御意見をいただくなど多くの立場から御意見を聴取できるようにいたしました。	30	C
1   4	—	人権指針だけではなく、一步前進して具体的施策として条例を制定することを明示して欲しい。	この指針をもって、人権施策に取り組んでまいります。	2	D
1   5	—	「指針」に基づいた「人権施策実施計画」を作成することを明示して欲しい。	この指針は、各部局の人権課題別計画と関連を持ったものです。各部局では、この指針の趣旨を踏まえて具体的な計画等を策定しております。	31	C

## 2 第1章 計画の改定

NO.	頁	御意見の趣旨	県の考え方	件数	反映状況
2   1	P1	人権や人権施策の定義が示されていない。	御意見を踏まえ、「第2章人権施策の目標1」の一部を「本県は、『すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現する』こと」を基本理念とし人権施策を進めます。」と修正しました。	32	A
2   2	P1	国際人権諸条約が定める人権基準や憲法をはじめとする国内法規が定める人権基準を踏まえることを明記し、様々な人権問題に対応できる指針とするべきではないか。	資料編に「世界人権宣言」や「日本国憲法」を掲載するなど人権についての理解が深まるよう策定しました。	3	B
2   3	—	10年間の成果と課題を明らかにすべきではないか。	各分野の現状と課題を分析したうえで、指針の改定を行いました。	28	C
2   4	—	現行指針の変更したところ示すこと。また改定または削除したところは、理由を示すこと。特に第2章の改定理由はなにか。	指針の改定にあたっては、現状と今後の10年を見据えて策定しました。	10	E
2   5	—	改定案ではほとんど変更していない分野が半分以上ある。変更していない部分は理由を説明すること。	指針の改定にあたっては、現状と今後の10年を見据えて策定しました。	9	E
2   6	P1	下線を加筆する 第1章 これまでの同和問題や人権施策の取り組みの成果	「同和問題」に対する施策も「人権施策」に含めています。	1	D
2   7	—	「人権施策のめざす社会」を明確に示して戴きたい。	第2章1「人権施策の基本理念」に記載させて頂いたと考えております。	1	B

## 3 第2章 人権施策の目標

NO.	頁	御意見の趣旨	県の考え方	件数	反映状況
3   1	P2	基本理念の実現のための行政の責務と役割が何であるのか明確にして欲しい。	P2「2指針の性格」(3)に記載しております。	3	B

3   2	P2	10年間の計画は長すぎるのではないかな。	人権施策は長期的視点に立ち持続的に取り組んでいく必要があることから、計画期間を10年間としましたが、弾力的条項を設け、社会経済状況の変化に応じて計画の見直しを行います。	2	D
-------------	----	----------------------	--	---	---

#### 4 第3章 人権施策の推進方向

NO.	頁	御意見の趣旨	県の考え方	件数	反映状況
4   1	P4	分野別課題を設定すると、これに縛られてしまうので削除して欲しい。	分野別課題を設けることで、課題ごとの現状と課題、施策の推進方向をわかりやすく提示できるもと考えております。	3	D
4   2	P4	「基本的な考え方」及び「改定案」の本文中にある「NPO・企業等」をすべて「NPO・企業・民間団体等」とする。	御意見を参考に一部を修正しました。	1	A
4   3	P4	部落問題を人権問題の基本に据えていただきたい	同和問題を重要な課題として、本指針の中で分野別課題としています。	1	C
4   4	P4	改定案の「人権施策の推進指針」では、県行政のあらゆる分野「①人権教育・啓発の推進②相談・支援の推進③県民、NPO、企業等と協働した地域づくりを視点に立っていない分野が多い。どの分野でも3つの視点に立った具体的な施策を盛り込むこと。	それぞれの人権課題の現状に対応した施策を盛り込んでおります。	28	C
4   5	P5	推進方向に記述された人権教育の記述を学校等の記述に見直して欲しい。	この項目は、学校だけではなく保育所や幼稚園も対象としております。御意見の趣旨は、各施策の中で参考にさせていただきます。	1	D
4   6	P5	同和問題を人権問題に埋没することなく、しっかりと位置づけにより教育に生かしていただきたい。	同和問題の解決を図る同和教育については、人権教育の中に位置づけて推進してまいります。	1	C
4   7	P5	人権教育・人権啓発の効果的な推進のため「人権教育センター」を設置することを明示して欲しい。	御意見の趣旨を踏まえ、教育・啓発に取り組んでまいります。	30	C

4   8	P10	企業の啓発やセクハラ、パワハラ の取り組みを推進して欲しい。	企業への啓発やセクハラについても、 本指針の中で記述し、取り組んでまい ります。	1	B
4   9	P12	P 1 2 「人権問題や差別問題を取 り上げ」とあるが「差別問題」は 人権問題に含まれるものであって あえて入れる必要がない。	御意見につきましては、人権問題を把 握するために具体的な事例として「差 別問題」という表記をさせていただ いています。	1	D
4   10	P12	警察、消防、刑務所などの職員へ の啓発をもっと強めて欲しい。	警察、消防職員等の職員に対する人権 啓発を本指針の中で記述し、取り組ん でまいります。	1	B
4   11	P14	被害者の迅速な救済施策に取り組 んで欲しい。	御意見の趣旨を踏まえて、取り組んで まいります。	1	C
4   12	P16	NPOの記述が多い、NPOに依 存するのではなく、県の責任とし て人権課題の解決を進めて欲しい。	県が主体的に取り組んでまいります。 各分野ごとにNPOを含めた民間団 体と協力、連携を検討し、より効果的 な人権施策を推進してまいります。	1	B
4   13	—	国に対して人権政策の充実を働き かけること。	個々の具体的な要望については指針 の実施段階での参考にします。	1	C
4   14	P16	「彩の国ヒューマンネットワー ク」設立が削除された理由を説明 されたい。	「彩の国ヒューマンネットワーク」の 役割は、県民、NPO、企業など多様 な主体が連携して人権啓発活動など を行うための組織設立を予定したも のですが、平成 18 年に人権課題に関 わりのある民間団体、経済団体や国、 市町村等により、総合的に人権啓発活 動を推進する「人権尊重社会をめざす 県民運動推進協議会」を設置しまし たので、今後はこの組織により県民運 動に取り組んでまいります。	11	E
4   15	—	「人権問題」の基本は「差別問題」 であり、被差別者の目線に合わせ た施策の推進を明確に示して頂 きたい。	御意見の趣旨を踏まえて、施策を推進 してまいります。	1	C
4   16	—	「部落問題の解決は行政の責務」 とする同和対策審議会答申（19 65年）の精神を指針の基本に据 えて頂きたい。	同和問題を重要な人権問題として捉 えて分野別課題としております。	1	C

4   17	P5	下線部分を加筆 P 5 下段 人権教育の中に位置づけて <u>積極的に</u> 推進します。	同和教育につきましても、人権教育の中に位置づけて推進してまいります。	1	C
4   18	P6	下線部分を加筆 P 6 (1) 学校教育における人権教育 学校教育においては、 <u>幼児、児童、生徒、学生</u> の発達段階に即しながら…… 理由…… 人権教育・啓発に関する基本計画の内第2章の2の(3)で、ア学校教育を参照。「以下本文中の <u>子どもたち</u> については同様にしてください。	人権教育は、学校だけでなく保育所や幼稚園も含めてありますので、「学校等……」という表記にしました。また、「子どもたち」は、幼児・児童・生徒を指します。	1	D
4   19	P6	下線部分を加筆 P 6 ウ 小・中学校及び高等学校等の連携	幼稚園、保育所も含めた人権教育の推進を考えています。	1	D
4   20	P7	下線部分を加筆 P 7 ②心と態度を育てるための教育や <u>啓発</u> の在り方について	「啓発」については「人権啓発」の項目に位置づけています。	1	D
4   21	P8	下線部分を加筆 P 8 現状と課題 さらに理解を深めると共に <u>学校教育と連携を図りつつ</u> 学習意欲を喚起する指導内容や指導方法を工夫・改善し <u>人権感覚の寛容を求めて</u> 行くことが必要です。	この表記につきましては、人権教育推進プラン改定時に参考にしたいと考えております。	1	C
4   22	P9	下線部分を加筆 P 9 ④ 指導者の養成と <u>その資質の向上を図り</u> 社会教育における <u>指導体制の充実を図る</u> ことが必要です。	この表記につきましては、人権教育推進プラン改定時に参考にしたいと考えています。	1	C
4   23	P12	下線部分を加筆 P 1 2 施策の展開方向 人権問題や差別問題を取り上げるなど、 <u>職員間の連携を図り</u> 研修手法等を工夫していきます。	御意見を踏まえご指摘のように書き直します	1	A
4   24	—	人権教育課にしっかりとした予算をつけること。	県全体の財政が大変厳しいため、毎年度の予算編成の中で工夫してまいります。	1	E

4   25	P24	特別支援教育の充実の部分 「学校教育における障害理解教育」。前回は、「障害者理解教育」となっているため、もう少し文面を考える必要があります。	現在、障害のある人だけでなく、障害そのものを理解することが大切だと考え、障害理解教育としました。	1	D
4   26	—	指針の中では分野別課題を設定しないで、様々な地域・職場・会社の中での「現在抱えている人権課題は何なのか」を検討し、その解決に向けて取り組むこと。	分野別課題ごとに記載することで、課題ごとの現状や課題、施策の推進方向をわかりやすく提示することが可能になるので、分野別課題を設定した指針を作成します。 「13 様々な人権課題」の中で「ホームレスの人権」や「その他の人権問題」に触れています。	1	D

#### 5 第4章 分野別施策

NO.	頁	御意見の趣旨	県の考え方	件数	反映状況
5   1	—	【女性】 分野別1（女性）～13までこんなに盛沢山にもむりがある、別の課でとりくむべきことまで入っていると思う。	分野別人権課題につきましては、人権推進課と連携しつつ、それぞれの人権課題を所掌する課において、事業を推進しております。	1	B
5   2	P18	【女性】 施策の展開方向の本文中に「家庭、地域社会における女性の地位向上」を入れていただきたい。	家庭や地域における固定的な役割分担意識が女性の地位向上に関係していることから固定的な性別役割分担の解消に努めてまいります。	1	B
5   3	P18	【女性】 DVに関して、シェルターなどの保護体制と自立支援策の充実に取り組んで欲しい。	「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」（案）の中で、保護体制の充実や自立支援の充実を基本目標等に掲げており、計画に基づき施策を推進してまいります。	1	C
5   4	P18	【女性】 施策の展開方向に（1）女性へのあらゆる暴力の根絶、（2）メディアにおける女性の人権の尊重、（3）女性の人権は女性個人が決めることを記述して欲しい。	「女性へのあらゆる暴力の根絶」と「メディアにおける女性の人権の尊重」は、施策の基本方向に記載しており、「女性の人権は女性個人が決めること」は男女の人権を尊重することに含まれていると考えております。	1	B

5   5	P20	【子ども】 児童虐待防止について「児童相談所の権限と機能を強化し、対応すること」を加えて欲しい。	児童相談所の機能と権限は、児童福祉法や児童虐待防止法などの法令で規定されているため、新たな機能と権限を持つことはできません。但し、人員体制などを強化し、与えられた権限を有効に活用できるようにすることは重要と考えております。今後とも組織要求や予算要求の段階で児童相談所の体制強化を図ってまいります。	1	C
5   6	P20	【子ども】 下線部分を加筆 P 2 0 市町村・幼稚園・保育所・学校・ <u>地域社会</u> ・医療機関等の関係機関	地域社会の具体的な内容が不明であるが、医療機関等の「等」に児童委員なども含むと解釈しているので、地域社会という文言を加筆しなくてもコメントの趣旨は採用できるものと考えています。	1	B
5   7	P21	【子ども】 下線部分を加筆 P 2 1 ③ その防止や解決に向けての <u>取り組みづくり</u> をいっそう推進します。このため、研修を通じて <u>教員等</u> の資質や能力	いじめ問題の解決にあたっては、学校、家庭、地域社会で取り組んでいきます。また、研修については、小・中・高等学校の教員が対象なので、「教員」と表記しました。	1	C
5   8	—	【子ども】 「子ども」の問題では、幼児から競争を煽る教育政策のもとで苦しめられている子どもの人権や親の苦労、多忙と管理強化の中に置かれている教職員の人権などについての視点が必要である。	子どもへの教育につきましては、人権に配慮した教育活動が大切であると考えます。 教職員への人権については、児童生徒と向き合う時間の確保に努めていきます。	1	E
5   9	P22	【高齢者】 高齢者の「活動を支援」を「社会参加を支援」に修正して欲しい。	御意見を踏まえ、記述を修正します。	1	A
5   10	P22	【高齢者】 高齢者の生活とりわけ経済的な困窮に対する支援について記述して欲しい。	御意見を参考に、施策を推進してまいります。	1	C
5   11	P22	【高齢者】 ひとりぼっちの高齢者のため見回り活動、相談活動、情報提供、予算措置が必要であることを書き加えて欲しい。	御意見の趣旨を踏まえ、施策を推進してまいります。	1	C

5   12	—	【高齢者】 生活保護についても高齢者の実態に目を向けて行政は親切に相談に応じる必要があります。	生活保護の相談に当たって、相談者の立場や状況を踏まえた懇切丁寧な対応に努めるよう、引き続き福祉事務所に対し助言・指導していきます。	1	E
5   13	P24	【障害のある人】 障害があっても、社会の全ての分野に参加できるような記述を「障害があっても自立し、社会の全ての分野に完全参加できるように」に修正して欲しい。	御意見のとおり踏まえ、記述を修正しました。	1	A
5   14	P25	【障害のある人】 下線部分を加筆 P 2 5 1 行目 権利の行使が使えるよう、 <u>人権相談・援助体制を充実し、関係機関と密接に連携・協力します。</u>	御意見を踏まえ、一部記述を修正しました。	1	A
5   15	—	【障害のある人】 「障害のある人」で求められているのは支援学校と教室の不足を解消して深刻な権利侵害を防止することである。	特別支援学校の教室不足の解消に努めているところです。	1	E
5   16	P24	【障害のある人】 「障害に対する偏見や差別意識を除去する」とあるが偏見と差別意識の違いは何か	P24 の【現状と課題】において「こころの障壁」の例示として、偏った見方である「偏見」や他との比較における「差別意識」を記載しています。	1	D
5   17	P24	【障害のある人】「p 2 4 「差別意識」は削除したほうが良い。	P24 の【現状と課題】を受け、「偏見」や「差別意識」などを解消していきたいと考えています。	1	D
5   18	P24	【障害のある人】「p 2 4 「除去」とあるが他のことばはないか。	御意見の趣旨を踏まえ「解消していきます」と修正しました。	1	A
5   19	P24	【障害のある人】「知的障害者、精神障害者などの判断能力の不十分な方」という記述が偏見を広げてしまう表現ではないか。見直して欲しい。	御意見を踏まえ、「障害のある人の中には、実際に生活する上で自己選択や自己決定の意思表示が困難な場合があります。」と記述を修正しました。	1	A



5   20	P24	【障害のある人】虐待等の人権侵害が起きうる場が、施設や医療機関に限定されているような表記で、地域で孤立しているあるいは家庭内での想定についても抑えて欲しい。	御意見を踏まえ、「家庭内あるいは施設や医療機関内での」という記述に修正しました。	1	A
5   21	P24	【障害のある人】見守り活動にNPO、ボランティアとの連携だけでなく、依然として民生委員の存在が大きいのではないか。	御意見の趣旨を踏まえ、施策を推進してまいります。	1	C
5   22	P24	【障害のある人】P24【施策の展開方向】「②特別支援教育の充実 障害のある児童生徒一人ひとりが、持てる力を発揮できるよう教員の専門性や資質の向上を図ります。 学校教育における障害理解教育や交流教育*を充実します。」について、次のように改めてください。 <u>「②共に学ぶ教育の推進 障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に教育を受ける中で、個性を認め合い、相互に理解し共に活動する力を育めるよう、環境の整備と教員の資質の向上を図ります。特別支援学校・学級では交流教育を充実します。」</u>	特別支援教育については、教員の専門性や資質の向上を高めることが重要であると考えます。 このことを通して、「共に学ぶ教育の推進」を高めることにつながると考えます。	1	D
5   23	P24	【障害のある人】 障害者の共生社会実現について ①分け隔てられることのない教育について 障害のあるなしで児童・生徒が分け隔てられることがない教育を原則とすること。また、通常学級に在籍する障害のある児童・生徒がともに育ち学ぶために、介助など必要な人員を確保するための人件費を確保すること。	教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒の教育ニーズに応じた教育が必要であると認識しております。 介助など必要な人員の確保につきましては、国に対して財政措置を要望しております。	1	E

5   24	P24	<p>【障害のある人】</p> <p>障害者の共生社会実現について</p> <p>②県独自の支援策の創設について</p> <p>県としても国の対応をまつだけでなく独自の市町村支援施策を講ずること。また、就学先を振り分ける就学支援委員会を廃止した東松山市の先駆的な取組を全県に拡げること。</p>	<p>学校教育法施行令の一部改正の趣旨を踏まえ、就学支援が適切に行われるよう、市町村教育委員会に働きかけてまいります。</p>	1	E
5   25	P25	<p>【障害のある人】</p> <p>障害者の共生社会実現について</p> <p>③県立高校でともに学ぶことについて</p> <p>県立高校の選抜方法や入学後の支援に関する抜本的な措置を講じること。定員内不合格をなくす様関係機関や学校に強い指導を、行うこと。</p>	<p>県公立高校の入学者選抜は、法令に基づいて県教育委員会が実施しております。</p> <p>「障害のある生徒の入学者選抜における学力検査及び選抜に当たっては、障害があることにより、不利益な取扱いをすることがないように十分に留意する」ということを基本的な考え方とし、各学校を指導しております。</p>	1	E
5   26	—	<p>【障害のある人】</p> <p>精神障害に他の障害と同じレベルの制度的支援を徹底してください。</p>	<p>御意見を参考にして、引き続き国や関係機関に要望していきます。</p>	1	C
5   27	—	<p>【障害のある人】</p> <p>バス、JRをはじめ公共交通機関の半額又は割引が精神障害者手帳ではないのに等しいのは大変遺憾です。地域によってはタクシー券などのサービスもあります。精神障害者は通院や作業所などに通うとき交通費が大きな問題となっております。</p>	<p>御意見を参考にして、引き続き国や関係機関に要望していきます。</p>	1	C
5   28	—	<p>【障害のある人】</p> <p>ノーマライゼーションの観点からいって障害者が経済的に行き詰まる社会は健全ではないはずです。特に病状に波がある精神障害者の所得保障は制度としてしっかり確立してください。</p>	<p>御意見を参考にして、引き続き国や関係機関に要望していきます。</p>	1	C

5   29	—	【障害のある人】 埼玉県でも危機感と問題意識を持ち、直ちに社会的入院の問題に取り組んでください。	御意見を参考にして、引き続き施策を実施していきます。	1	C
5   30	—	【障害のある人】 埼玉県では企業に対する精神障害の理解を深めてもらう啓蒙啓発が欠かせません。しっかり発信できる人間の人材育成や県民に広くアピールできる機会を増やしてください。	精神障害に関する正しい知識の普及・啓発及び雇用の問題については、第4章分野別施策の推進 4 障害のある人の【施策の展開方向】①及び⑥で記載して積極的に推進してまいります。	1	B
5   31	P24	【障害のある人】 第4章分野別施策の推進 4 障害のある人について 施策の展開方向の中で、共に学び働く場の確保とうたい、一方では特別支援教育の充実とあり、その整合性は図れているのか。	支援籍学習など、障害のある子とな い子が共に学ぶ機会の拡大を図って まいります。 支援籍学習を通して、障害のある子 には「社会で自立できる自信と力」 を、障害のない子には「心のバリア フリー」を育み、共に学び働く上で、 互いを理解し尊重し合う心と態度を 育みます。 障害のある児童生徒一人一人が、持 てる力を十分に発揮できるように個 に応じた指導に取り組めます。	1	C
5   32	P25	【障害のある人】 第4章分野別施策の推進 4 障害のある人について④施設入所等の人権擁護の推進については、利用者で統一するので良くはないか。	御意見を踏まえ、記述を修正しまし た。	1	A
5   33	—	【障害のある人】 「障害者」という記述と「障害のある人」という記述が全体的に混じっているような気がする	御意見を踏まえ、一部記載を修正し ました。	1	A
5   34	P26	【同和問題】 実態的差別がほぼ解消されたという現状認識であるが、生活困難家庭の割合は周辺地域に比べて高い。現状認識を改めて欲しい。	御意見を参考にして、施策を推進し てまいります。	48	C

5   35	P26	【同和問題】 就職、結婚における差別や身元調査など部落差別の現実をきちんと記述されたい。	御意見を踏まえ、具体的な表現になるよう記載を修正しました。	45	A
5   36	P26	【同和問題】 差別事象の発生とえせ同和行為の発生は本質的に異なるものであり、同一の文の中の記述ではなく、項目を改めて記述すべきである。	御意見を踏まえ、誤解が生じないよう記述を修正しました。	49	A
5   37	P26	【同和問題】 同和問題解決のための身元調査の防止策や公正採用の周知徹底、被害者の救済、隣保館、集会所を活用した教育文化の向上などを施策として盛り込んでもらいたい。	御意見の趣旨を参考にして、施策を推進してまいります。	33	C
5   38	P26	【同和問題】 インターネットを悪用した悪質な差別行為について、具体的な防止策を示すべきである。	インターネットを悪用した悪質な差別行為に対して、具体的な防止策については、さいたま地方法務局と連携し、削除要請などを行っております。分野別施策の「インターネットによる人権侵害」に具体的施策を記載しております。	27	C
5   39	—	【同和問題】 県として8土業界を指導すること	御意見の趣旨を参考にして、施策を推進してまいります。	30	E
5   40	—	【同和問題】 部落差別等につながる身元調査をなくすための啓発を進めて欲しい。特に企業に対する指導をして欲しい。	御意見を踏まえ、施策を推進してまいります。	25	B
5   41	—	【同和問題】 公安委員会と連携して、身元調査根絶のために探偵社、興信所に対する研修に取り組んで欲しい。	御意見を踏まえ、警察本部と連携し、必要に応じて講習会を実施してまいります。	30	C
5   42	—	【同和問題】 人権啓発推進員を設置するよう経済団体に働きかけること	御意見の趣旨を踏まえ、施策を推進してまいります。	28	C
5   43	—	【同和問題】 市町村または市町村社会福祉協議会の結婚相談所及び相談員を対象に研修を行うこと。	御意見の趣旨を踏まえ、施策を推進してまいります。	30	B

5   44	—	【同和問題】 同和問題を中心にした高校生の人権意識調査を行うこと。	同和教育は、人権教育の中に位置づけています。今後も各学校の教育指導計画に位置づけ実施していきます。	29	E
5   45	—	【同和問題】隣保館、教育集会所や保育所への財政支援を講じることを記述されたい。	御意見の趣旨を踏まえ、施策を推進してまいります。なお、教育集会所の補助金につきましては、全国人権同和行政促進協議会をとおして国へ要望してまいります。	25	C
5   46	—	【同和問題】「人権保育基本方針」を策定し、人権保育を推進することを記述されたい。	「埼玉県人権施策推進指針」や「埼玉県人権教育推進プラン」に保育所、幼稚園における人権尊重の精神の芽を育てることや具体策を示しています。さらに「埼玉県子育て応援行動計画」において、子どもの人権の尊重を重点的に取り組む施策の一つとして掲げており、こうした県全体のガイドラインの中で人権保育の推進を図ってまいります。	9	C
5   47	—	【同和問題】 ・県人権教育推進協議会の委員に同和地区の代表者を加えること。協議会の中に同和教育部会を設けること。	埼玉県人権教育推進協議会規程により委員を選出しています。同和教育につきましても、人権課題の一つとして協議しています。	10	E
5   48	—	【同和問題】 同和問題に取り組む団体へ積極的に支援することを記述されたい。	御意見の趣旨を踏まえ、施策を推進してまいります。	11	C
5   49	—	【同和問題】 民間結婚紹介事業所の実態を調査し、指導すること。	御意見を参考にして、業界の状況把握に努めてまいります。	8	C
5   50	—	【同和問題】 人権教育実践報告会に同和教育の分科会を必ず設けること。実行委員会に同和地区代表を加えること。	毎年実施している人権教育実践報告会には、同和教育に関する分科会を設けています。	1	E
5   51	—	【同和問題】 集会所事業への財政支援を行うと共に集会所指導員の制度化を図ること。	教育集会所関係の補助制度につきましては、全国人権同和行政促進協議会を通して国へ要望しています。	1	E

5   52	—	【同和問題】 教職員の研修を定期的実施し、同和問題についての意識の高揚を図ること。	「明るい展望に立った同和教育」の考えに基づき、各学校の校長や担当者の研修会を実施しています。	1	E
5   53	P26	【同和問題】 「心理的差別については、悪化している」「心理的差別については改善されていない」と書き改めるべきである。	特別対策に基づく取組により、心理的差別はそれ以前に比べ解消に向かっているものの、課題として残されていますので、今後も教育・啓発が必要であると考えております。	1	C
5   54	—	【同和問題】 本人通知制度の周知徹底を図っていただきたい。	御意見の趣旨を参考にして、施策を推進してまいります。	33	E
5   55	—	【同和問題】 同和地区に対する「貧困史観」を克服する「明るい展望に立った歴史学習」のための指導を進めるべきではないか。また、全教員を対象にした社会科歴史学習の研修をして欲しい。	「明るい展望に立った同和教育」の考えに基づき、校長、担当者の研修会を実施してまいります。	29	E
5   56	—	【同和問題】 第4章分野別施策の推進のはじめに部落問題を位置づけて戴きたい。	どの人権課題も重要と考えていますが、分野別施策の記載順は便宜上国が記載する際の順番に合わせております。	1	C
5   57	—	【同和問題】 同和教育について、心理的差別など人の心をのぞき見る、人の心を邪推するそんなことを指針に掲げることにはもう必要ないことと思います。	様々な人権課題を解決するための基盤として、豊かな人権感覚を育成することが必要です。したがって、学校教育・社会教育において、「自分を大切にするとともに、他の人を大切にする」豊かな心や人権感覚を育成することが必要です。	1	E
5   58	—	【同和問題】 公正採用選考の取り組みをはじめとする就労対策、農業・商工業の振興、環境改善、人権相談・救済体制など、総合的な施策の推進について盛り込むべきである。	御意見の趣旨を参考にして、一般対策の中で施策を推進してまいります。	1	C
5   59	—	【同和問題】 改めて教員も含めて同和問題の正しい認識を徹底していただきたい。	同和問題を解決するためには、正しい歴史的認識を持った児童生徒に育てることが不可欠です。今後も、各学校において着実に同和教育が推進されるよう努めます。	1	E

5   60	—	【同和問題】 教師の研修体制で、人の痛みにふれる学びの機会・当事者からの学びの機会を継続的に作ること	同和問題を解決するためには、児童生徒一人ひとりの人権意識の高揚を図り、他者の痛みを共有できる共生の心をもった児童生徒を育てることが不可欠です。今後も、各学校において着実に同和教育が推進されるよう努めます。	1	E
5   61	—	【同和問題】 「えせ同和行為」の定義を明確に記述すること。	用語解説に記述しました。	1	B
5   62	p27	【同和問題】 P 2 7 ② えせ同和行為をこれで行うのか。これは脅迫をともなった犯罪ではないか。	えせ同和行為の排除に向けて、施策を推進してまいります。	1	D
5   63	—	【同和問題】 同和問題解決のための基本的な精神を明確に位置づけるべきである。	御意見の趣旨を踏まえ、施策を推進してまいります。	1	C
5   64	—	【同和問題】 同和問題はやめるべきである。	心理的差別の解消については、課題が残されていますので、今後も同和問題に関する教育・啓発が必要と考えております。	8	D
5   65	P26	【同和問題】 実態的差別が解消された。相関関係にある心理的差別も解消されている。今後の10年を見通した指針の分野別施策に同和教育の推進を含めた同和問題は削除すべきである。	心理的差別の解消については課題が残されていますので、今後も教育・啓発が必要であると考えております。	1	D
5   66	—	【同和問題】 「5 同和問題」を「1 被差別部落住民並びに出身者」と表示して戴きたい	御意見を参考にして、施策を推進してまいります。	1	C
5   67	P28	【外国人】 我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等の問題を記述すべきではないか。	御意見を踏まえ、在日韓国・朝鮮人などの問題について、記述を加えました。	1	A

5   68	P28	<p><b>【外国人】</b> P 2 8 外国人(全体として見直し) 「外国人に対する偏見や差別を解消し、国際化時代にふさわしい人権意識を育てる。学校教育全体の中で異文化を尊重し共に生きる態度を育成する。人権相談を積極的に取り組み関係機関と密接な連携協力を図る。」以上の3点を考慮して見直してもらいたい。</p>	<p>一部変更します ①「P 2 9の・・・多文化共生の地域づくりについて啓発します。」の啓発の中で取り組んでいます。 ②御意見を反映し、県との連携機関に「学校」を加え、「国際理解教育の推進」を加えます。 ③外国人相談は、相談者のニーズに応じて実施したと考えています。</p>	1	A
5   69	P29	<p><b>【外国人】</b>「高度外国人材の活用」の記述の「高度」の表現は差別的ではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、記述を修正しました。</p>	1	A
5   70	P30	<p><b>【H I V感染者等】</b> 社会教育、職場での教育、啓発の必要を記述すべきではないか。</p>	<p>施策の展開方向①「関係機関、企業、団体等との連携を図りながら、正しい知識の啓発、教育活動を展開する」に記載しております。</p>	1	B
5   71	P32	<p><b>【犯罪被害者等】</b> 「犯罪被害者」の後ろに「等」を入れる。</p>	<p>御意見を踏まえ、記述を修正しました。</p>	1	A
5   72	P34	<p><b>【アイヌの人々】</b>「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の採択の記述を追加されたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、記述を修正しました。</p>	1	A
5   73	P34	<p><b>【アイヌの人々】</b> <b>【施策の展開方向】</b>に以下の文を挿入する。 ①啓発活動の推進 県民に対して、アイヌの人々に対する偏見や差別を解消し、～ ②国に対する働きかけ「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の趣旨を実現に向けて、国に総合的な施策の推進を働きかけていきます。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、施策を推進してまいります。</p>	1	C



5   74	—	【アイヌの人々】 アイヌ民族は、明治以降の同化政策の中で生活の基盤や独自の文化を奪われてきました。	御意見の趣旨を踏まえ、施策を推進してまいります。	1	C
5   75	—	【アイヌの人々】 アイヌ民族への理解が不十分で差別や偏見が依然として存在している。	御意見の趣旨を踏まえ、施策を推進してまいります。	1	C
76	—	【アイヌの人々】 埼玉県内にも多くのアイヌ民族が生活している。	御意見の趣旨を踏まえ、施策を推進してまいります。	1	C
5   77	P35	【インターネット】 市町村や関係機関との連携及び県民に対する具体的な教育・啓発が必要ではないか。	御意見の趣旨が反映されるよう取り組んでまいります。	1	C
5   78	P37	【拉致問題】 国と国との関係で解決を図るべき問題ではないか。県民に何を求めるのか。	拉致問題の解決のためには、拉致は許されないという世論を高めるとともに、世論を背景とした国家間の交渉が必要です。本県には拉致被害者となった県民がおり、県民一人ひとりがこの問題についての関心と認識を深めていくことが解決への方向であると考えております。	1	E
5   79	P37	【拉致問題】 拉致被害者は、犯罪被害者もしくは、その他の項目に包摂した方がいいと思います	平成18年に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」では、拉致問題を人権問題と位置づけたうえで、拉致問題に関する国民世論の啓発を図ることを地方公共団体の責務としております。今回の指針の改定に当たっては、この法律を踏まえ、拉致問題に関する啓発を進めていくため、独立した項目として扱うものです。	1	D
5   80	P38	【災害時の人権】 風評被害防止の普及・啓発を行うべきではないか。	【施策の展開方向】①②を進める中で実施します。	1	C

5   81	P38	【災害時の人権】 災害の予防についての記述も必要ではないか。原発問題について、人権の観点からの記述をすべきではないか。	埼玉県地域防災計画(平成23年11月改正)の中でも、避難所運営における災害時要援護者や女性への配慮を明確にしており、今回の指針改正を踏まえた取組が進められます。原発問題を県の人権方針に係わる事柄として記述することはなじまないと考えております。	1	D
5   82	P39	【様々な人権】 性的指向を「性的少数者(セクシャル・マイノリティ)」に変更したらどうか。性的指向、性同一性障害に対する啓発、普及を図る旨の記述をされたい。	Minority(少数派)という言葉には、社会的弱者というニュアンスが含まれている、また、「多数」とか「少数」という視点ではなく「指向の違い」という視点で「性的指向」と表記しています。	1	D
5   83	39	【様々な人権】 せっかく説明があるのに「普及、啓発の充実を図ります」と記載がない。	第4章13様々な人権問題の前文で「これらの問題は、人権尊重の視点から適切な啓発・教育活動を推進する」と記載があります。	1	B

## 6 第5章 推進体制

NO.	頁	御意見の趣旨	県の考え方	件数	反映状況
6   1	—	自由な意見交換が行える取り組みができるよう、より具体的にな指針が必要と思いますが再度の検討をお願いします。	意見の趣旨を踏まえ、施策を推進してまいります。	1	C

## 7 その他

NO.	頁	御意見の趣旨	県の考え方	件数	反映状況
7   1	—	県は、人権教育や人権啓発活動を推進するための教材を作成しているが、各種団体が活用できる副読本やビデオ、パンフレット等の教材・資料を作成すること。	人権啓発用の資料の作成等を行っています。 人権教育に関する教材や資料については、今後もホームページに掲載していきます。	8	B

7   2	—	市町村が行う講演会、啓発資料の作成など啓発事業について財政支援を行うこと。	各種委託事業を実施しています。	7	B
7   3	—	「埼玉県人権教育推進プラン」にもとづく実施計画を作成すること。	埼玉県人権教育推進プランは、実施計画等も加味したものになっています。	9	E
7   4	—	埼玉県内の公私立大学教職課程に「人権教育講座」を開設すること。教育実習生には必ず実習期間中に「人権教育の実習」をさせること。埼玉県の公私立教員選考試験に「人権教育」の問題を必ずい入れること。全教科で定期的実施される教職員研修に人権教育の視点煮立った内容を必ず入れること。	大学については、文部科学省の管轄になっておりますので困難です。	1	E
7   5	—	埼玉県人権教育研究協議会が実施する研究集会へ職員が参加しやすいように環境を整えること。また、全国人権教育研究大会への参加も同様にさせること。	平成23年度におきましては、埼玉県人権教育研究集会を後援しました。	1	E
7   6	—	児童生徒支援加配職員を増員し、教育の機会均等を図ること。	児童生徒支援加配の趣旨に基づき、配置しています。	1	E
7   7	—	加配教員の研究の場を保証し力量を高めること。	児童生徒支援加配は、各学校に配置され、校長の指導のもと教育活動を進めるものです。	1	E
7   8	—	高校・大学奨学金について、生徒が利用しやすいような条件を整備すること。	埼玉県高等学校等奨学金制度につきましては、生徒が利用しやすい奨学金制度とするため、平成19年度から学力要件の撤廃や連帯保証人を不要とするなどの大幅な制度改正を行うとともに、就学者3人以上の世帯の所得基準を緩和しました。	1	B
7   9	—	高校を卒業するときに人権教育の定着を調査すること。	同和教育は、人権教育に位置づけています。今後も各学校の教育指導計画に位置づけ実施していきます。	1	E

7   10	—	「女性」「子ども」「犯罪被害者やその家族」の「現状と課題」の記述、「アイヌの人々」の「現状と課題」の記述が「現・指針の記述と95%以上同じになっている。「社会情勢の著しい変化と深刻化する人権課題」という認識とあまりにも隔たっている。	御意見を参考に、施策を推進してまいります。	1	C
7   11	—	今日の社会の切実な課題とこれへの行政の具体的な対応の現状についての検証の上に立った「人権施策推進指針」となっていない。「改定案」の検討に当たって、「現・指針」10年の取組み結果の検証、「日本国憲法」をはじめとする諸法令の理念・条項に照らした検証、を相互に関連しながら行うことが必要と考える。	御意見を参考にしてまいります。	1	C
7   12	—	人権施策推進委員会を設置し、各人権課題の解決に向けた活動を進めている民間団体から委員を選任することを指針に明示して欲しい。	現行制度の中で人権課題担当課等を通じて意見の聴取などを行ってまいります。	1	D
7   13	—	人権施策を総合的に推進し指導監督する権限を持った部署（「人権施策部局（仮称）」）を設置し、各種課題の解決に向けた各課をその部局に設置することを指針に明示して欲しい。	現行体制の中で人権施策を各部局の人権担当課と連携し進めてまいります。	11	D
7   14	—	国が設置を予定している「人権委員会」と連携した「埼玉県人権委員会（仮称）」を設置することを指針に明示して欲しい。	新たな人権救済機関の設置については、国に「人権委員会」設置の方針が示された段階ですので、県独自の設置は考えておりません。	1	D
7   15	—	人権侵害救済制度、戸籍の不正防止策などについて、人権施策の充実を国に対して働きかけていただきたい。	御意見を参考に取り組んでまいります。	28	C

7   16	—	「差別言動取締り条例」の制定	指針第3章Iあらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進2人権啓発(1)職員に対する人権啓発【現状と課題】に公権力の行使による人権侵害などにも十分配慮するよう記載しております。また、国において、人権侵害を受けた被害者の救済に当たる新たな人権救済制度の検討が進められていることから「差別言動取締り条例」といった条例の制定は考えておりません。	1	D
--------------	---	----------------	--	---	---